

きよかわ

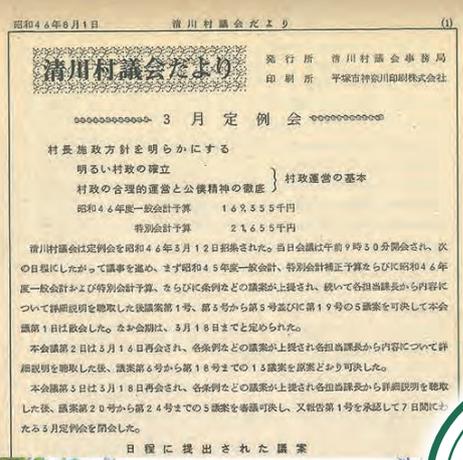


村の花 ミツバツツジ

議会だより

第200号

令和6年6月1日



～村民の皆さまと共に～
 おかげさまで、
 清川村議会だよりは
 第200号を迎えました。

清川村議会HP

いいこいのほりが 宮ヶ瀬を泳ぐ

清川村議会
 第128号
 平成18年6月1日

3月定例会
 ■平成18年度当初予算（一般会計・特別会計）……2～6P

きよかわ
 議会だより

村の木 イロハモミジ
 第196号
 令和5年6月1日

村の基幹産業は？

きよかわの議会 94号
 平成9年12月1日

国体リハーサル大会（自転車ロードレース）

清川村議会だより - 創刊第200号記念特集 -
 (②③ページをご覧ください。)

3月定例会

- 清川村議会だより-創刊第200号記念特集- ②～③
- 議案審議の結果、条例改正 ④～⑥
- 令和6年度一般会計当初予算・令和5年度補正予算 ⑦～⑩
- 指定管理者の指定、人事案件、規則改正、請願、意見書の提出 ⑪～⑫
- 一般質問（4議員9項目） ⑬～⑰
- 第5回議会報告会、ごみ中間処理施設現地視察、郡町村議会議員研修会 ⑱

創刊第200号記念特集



議長 細野洋一

議員 笹原和織

議員 藤田義友

議員 落合美和

※写真は令和6年6月現在

議会だより「第200号」

までの移り変わり

～村民の皆さまと共に～

「議会だより」第1号は、昭和46年8月に発行。当時の内容は、審議された議案や村長の施政方針、一般質問の報告などが中心で、紙面に写真はなく活字のみでした。そして、第2号からは、新たに設置された「議会だより編集委員会」（現在の「広報広聴委員会」）によって内容が検討されるようになり、現在に至るまで住民の皆さんが読みやすい紙面となるよう委員は日々、研鑽に努めています。

また、第72号からはB5版からA4版に、第94号からは単色印刷から2色印刷に変更され、第128号からはより魅力ある紙面を目指して表紙と裏表紙のみカラー化されました。

現在の「議会だより」は全ページがフルカラー印刷ですが、皆さんはご存じでしょうか。実は、フルカラーになったのは昨年の6月から。

時代と共に変化を遂げてきた「議会だより」。「議員」はこれからも皆さんの「声」を真摯に受け止め政策に反映させながら、一方「議会だより」でその議会活動を紹介します。



「議会」って？



議会の役割は？

村には、予算や村政の方針を決定する議決機関と、議決に基づいて政策を実施する執行機関があります。そのうち、村（行政）は「執行機関」、議会は「議決機関」の役割を担っています。

議員の定数・任期は？

定数は8人で、任期は1期4年です。現議員（上記写真）の任期は、令和7年4月30日までです。

議会の運営とは？

定例会（3・6・9・12月）と、臨時会があります。ここで、案件に対する議会の意思決定（議決）が諮られます。

村民に対する議会からの報告は？

本紙、つまり定例会後に発行されるこの「議会だより」をぜひ今後ともご覧ください！



清川村議会だより

議員 城所英樹

副議長 山本雅彦

議員 細野賢一

議員 小林大介

「議会だより」を 村民皆さまと議会との かけ橋に

52年の歳月を経て、創刊第200号の記念特集のページを掲載するに至りました。

清川村議会が歩み始めてから67年。

時代の変遷と共に複雑・多様化する諸課題に対し解決の道を探るため、慎重にこれを審議し、その議会活動を村民の皆さまに広くお知らせするため「議会だより」を発行してきました。

過去の発行号をあらためて読み返しますと、その時代、その時々々の村の現状や課題が浮かぶだけでなく当時の議員らの一般質問や予算、決算などに関し、活発な議論や審議が幾度となくなされ、激動の「時」を過ごした状況などをうかがい知ることが出来ます。また、紙面を飾る数々

の写真は、議会活動はもとより、村の行事に楽しく参加されている皆さまの数々の笑顔のほか、村の一大事業であった宮ヶ瀬ダムの建設やその時々々の政策、事業といった清川の歴史を記録する貴重な資料としての一面もごかせています。

ご承知のとおり、村議会は村民の皆さまから選ばれた議員によって構成されており、その活動状況を積極的に発信する責務があります。

近年は、急速に変化する時代の流れもあり、ホームページでも情報を公開していますが、紙媒体によるこの「議会だより」は、今もなお重要であると考えています。

これからも、「皆さま」と「村議会」のかけ橋として、有効にご活用い

さあ、傍聴に行こう！

どなたでも本会議を傍聴することができます。また、今年4月からは全員協議会などの会議も傍聴できるようになりました。皆さんの生活に寄与される政策は、議会などで諮られています。傍聴するための予約は必要なく、当日に「氏名」や「住所」などを受付で書くだけの簡単な手続きだけです。さあ、傍聴に行きましょう！



議長 細野 洋一

3 月 定 例 会

3月6日から21日までの16日間を会期として開かれました

3月定例会では、村長の施政方針表明および4議員からの一般質問、審議は専決処分1件、条例改正9件、令和6年度当初予算6件、令和5年度補正予算6件、指定管理者の指定2件、人事案件2件、規則改正1件をいずれも原案のとおり承認・可決・同意し、請願1件については採択とし、意見書の提出1件を可決しました。

議案審議の結果

| 提出 | 議決日 | 件名 | 審議結果 | 小林大介 | 落合美和 | 細野賢一 | 笹原和織 | 藤田義友 | 城所英樹 | 山本雅彦 |
|-------|---|--|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 村長 | 3月6日 | 専決処分の承認を求めることについて (清川村手数料条例の一部を改正する条例について) | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 清川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 清川村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 清川村非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 清川村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び清川村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 清川村福祉手当支給条例の一部を改正する条例について | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 清川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 清川村介護保険条例の一部を改正する条例について | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3月21日 | 清川村簡易水道条例及び清川村簡易水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 清川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 3月13日 | 令和6年度清川村一般会計予算 | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 令和6年度清川村国民健康保険事業特別会計予算 | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 令和6年度清川村介護保険事業特別会計予算 | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

| 提出 | 議決日 | 件名 | 審議結果 | 小林大介 | 落合美和 | 細野賢一 | 笹原和織 | 藤田義友 | 城所英樹 | 山本雅彦 |
|--------------------------|-------|--|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 村長 | 3月13日 | 令和6年度清川村後期高齢者医療事業特別会計予算 | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 令和6年度清川村簡易水道事業会計予算 | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 令和6年度清川村公共下水道事業会計予算 | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3月21日 | 令和5年度清川村一般会計補正予算(第5号) | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 令和5年度清川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 令和5年度清川村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 令和5年度清川村下水道事業特別会計補正予算(第3号) | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 令和5年度清川村介護保険事業特別会計補正予算(第3号) | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 令和5年度清川村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3月6日 | 指定管理者の指定について(清川村宮ヶ瀬湖水の郷交流館分) | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 指定管理者の指定について(清川村村営自動車駐車場分) | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3月21日 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて | 同意 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 議員 | 3月21日 | 清川村議会会議規則の一部を改正する規則について | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出について | 可決 | ● | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ |
| 請願 | 3月21日 | 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出を求める請願書 | 採択 | ● | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ |

※細野洋一議長は、採決に加わりません。 ○は賛成 ●は反対



戸籍法の一部改正に伴い、清川村手数料条例の一部を改正する必要が生じ、急施を要するため専決処分とすることについて、地方自治法第179条第3項の規定により議会への報告および承認を求めるものです。

全員賛成で承認

清川村手数料条例の一部を改正する条例について

専決処分の承認

条例制定

育児休業中の会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給要件の改正

改正をするものです。

全員賛成で可決

【清川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正】

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業中の会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給要件について、所要の改正を行うものです。

全員賛成で可決

村議会議員の報酬、期末手当の改正

【清川村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正】

村議会議員の議員報酬および期末手当について、報酬審議会の答申に基づき改正するため、所要の

村環境基本条例制定により新たな村非常勤特別職を追加

【清川村非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正】

村環境基本条例の制定に伴い、村非常勤特別職に新たな職が追加されるため、所要の改正をするものです。

全員賛成で可決

法改正に伴い村会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため

【清川村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び清川村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び

費用弁償に関する条例の一部を改正】

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、村会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正をするものです。

全員賛成で可決



新たな取組による介護サービス事業の見直しのため

【清川村福祉手当支給条例の一部を改正】

在宅寝たきり老人等介護者福祉手当を廃止することに伴い、所要の改正をするものです。

全員賛成で可決

出産する被保険者の保険料を軽減する制度の創設

【清川村国民健康保険条例の一部を改正】

国民健康保険法などの一部改正に伴い、保険料について、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料および所得割保険料を免除する制度が創設されたことなどにより、所要の改正をするものです。

全員賛成で可決

法施行規則の改正と第9期介護保険事業計画に基づく改正

【清川村介護保険条例の一部を改正】

介護保険法施行規則の一部改正および第9期介護保険事業計画に基づき第1号被保険者の保険料率を定めることに伴い、所要の改正をするものです。

全員賛成で可決

厚生労働大臣から国土交通大臣に移管することに伴う改正

【清川村簡易水道条例及び清川村簡易水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正】

生活衛生など関係行政の機能強化を目的に、水道法などによる権限を厚生労働大臣から国土交通大臣に移管することに伴

い、所要の改正をするものです。

全員賛成で可決

非常勤消防団員等に係る損害補償の改正

【清川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正】

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」により、非常勤消防団員などに係る損害補償の基準を定める政令で定める補償基礎額について、所要の改正をするものです。

全員賛成で可決



令和6年度一般会計予算

一般会計の歳入歳出総額は、歳入歳出それぞれ25億8420万円で、前年度と比較して4987万3千円（1.9%）の減となりました。

歳入の根幹となる村税は、給与所得者などの増加に伴う個人村民税の増収があるものの、評価替えに伴う固定資産税の減収、また、国有資産等所在市町村交付金減収などにより、前年度と比較して2.0%の減を見込んでいます。

村政の推進については、初年度となる第4次清川村総合計画の基本構想や前期基本計画に基づき、村民に寄り添いながら、地域特性を活かし、将来にわたって持続する、村づくりに努めてまいります。

このため、第4次清川村総合計画の基本構想を主軸とし、村の将来像で

ある「水と緑あふれる心のふるさと」を目指して6つの基本目標に基づき予算を編成しました。

少子化の危機的な状況を鑑み、給食費並びに保育所等副食費および医療費の無償化のほか、妊娠期からの経済的負担の軽減と母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査費用の助成事業を拡充するなど、切れ目のない支援を充実させることで、出生数の増加と人口構造の改善を目指します。

また、高齢者の健康保持および増進を目指すため、带状疱疹予防接種費用の補助回数を拡大するとともに、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を強化することで、健康寿命を延ばす取組を進めてまいります。

さらに、発生が危惧される大地震への防災・減災対策として、災害用防

災トイレの設置や食糧の備蓄、資機材の配備に取り組むとともに、基幹産業である緑茶の新たな付加価値の創出、また、森林の適正な管理に向けて、二酸化炭素の吸収量をクレジット化する認証制度の活用方策などに着手し、いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、夢と希望に満ちた村づくりに積極的に取り組んでまいります。

全員賛成で可決



令和6年度 会計別当初予算の内訳

(単位:千円・%)

| 会計別 | 令和6年度予算額 | 令和5年度予算額 | 比較増減 | 増減率 |
|-----------|-----------|-----------|---------|------|
| 一般会計 | 2,584,200 | 2,634,073 | △49,873 | △1.9 |
| 特別会計 | 819,025 | 816,870 | 2,155 | 0.3 |
| 国民健康保険事業 | 374,341 | 408,486 | △34,145 | △8.4 |
| 介護保険事業 | 350,929 | 323,618 | 27,311 | 8.4 |
| 後期高齢者医療事業 | 93,755 | 84,766 | 8,989 | 10.6 |
| 公益企業会計 | 969,505 | — | 969,505 | 皆増 |
| 簡易水道事業 | 242,779 | — | 242,779 | 皆増 |
| 公共水道事業 | 726,726 | — | 726,726 | 皆増 |
| 合計 | 4,372,730 | 3,450,943 | 921,787 | 26.7 |

一般会計の主な質疑

問 令和6年度の当所予算編成の考え方について

問 令和6年度当初予算の編成に当たっての考え方を伺います。

答 村政運営の基本指針である第4次村総合計画の策定を進め、新たな基本構想に掲げる将来像「水と緑あふれる心のふるさと」を目指し、前期基本計画に定める基本政策を着実に進め、知恵と工夫により村民への質の高いサービスが提供できるように予算編成しました。

職員体制について

問 インフラ関係の職員体制について、もう少し手厚くする必要はないのかどうか考え方を伺います。

答 専門性の確保という視点から、専門職の必要性は十分に感じており、県の市町村専門職派遣制度を利用し、令和5年度は保健師1人を確保しました。土木職については人材が少ないので、確保の順番がなかなか回ってきませんが、引き続き確保に向け、柔軟に対応していきます。

DX推進事業について

問 DX推進事業について、今年度はどのように進めていくのか。

答 行政手続きの電子化などの行政サービスの向上を目指すため、事務手続きのデジタル化による経費節減や人的資源の圧縮が必要で、今年度はデジタル化の有利性が認められる事務の整理などを行い、また、職員間のデジタル化に対する意識の平準化を図りたいと考えています。

ごみ減量化・再資源化事業について

問 ごみ減量化・再資源化事業について、どのように進めていくのか伺います。

答 令和7年12月にごみ中間処理施設が供用開始になると村もそこへ搬入となり、3市町村で合わせた処理となるため、粗大ごみ有料化も検討しています。村民の皆さまにご理解いただくようお知らせし、3市町村のごみの質の一元化、ごみステーションのスペース関係などの課題を引き続き研究し、ごみの減量化・再資源化に努めたいと考えています。

茶業活性化支援事業について

問 販路拡大用品作製業務について、お茶の販路確保に向け、どのような計画をされているのか伺います。

答 今回はお茶の葉を粉末状にしてスティック状にパックし、タバコの箱を模したパッケージで販売します。土産物として話題性のある清川茶を周知することにより、茶農家の収益の増加などに繋げたいと考えています。

地域活性化大学連携事業について

問 今年度までの事業の推進、次年度において取組と今後の連携について伺います。

答 令和5年度は清川茶を活用した飲食店のメニューレシピをテーマに、若者に魅力あるメニューとしてお茶を使ったチーズケーキやプリンなどを開発し、多くの観光客に対してPRしました。令和6年度の活動については、前年度に引き続き清川茶をテーマにメニュー開発をしていきたいと考えています。

観光対策連携事業について

問 宮ヶ瀬の花火大会について物価高騰により花火の予算が前年と同じでは本数に影響すると思うが、村はどう考えるのか伺います。

答 小規模花火大会にすることで大きな予算を要する警備の費用や花火の費用を抑えるほか、民間企業と連携して協賛金を募る工夫をしていきたいと、イベント実行委員会は考えています。これまでの宮ヶ瀬ふるさとまつりを継承しつつ、村としても連携を図っていきたく考えています。

消防組織維持・強化事業について

問 女性消防団員の確保についてはどのように考えているのか。

答 先の消防審議会では女性消防団員の確保については、具体的な活動内容の整理の必要性や、減少傾向にある現状の消防団員の確保などを先に解決すべきとの意見もあり、現在では女性消防団員の募集にはいたっていませんが、広く村民の皆さまのご意見を反映し、実行可能な体制整備などを検討したいと考えています。

消防施設設備の維持管理事業について

問 ホース乾燥塔改修工事について、今年度新規で実施の理由は。

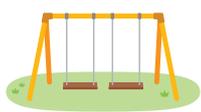
答 政令などの施行に伴い、高所作業にフルハーネス型の転落防止用

器具の使用と安全衛生特別教育の受講が義務付けられたことから、団員の安全対策を考え、地上から誰でも作業できるように改修工事を行うものです。

運動公園管理運営事業について

問 水車小屋の修繕工事を実施するというがこの水車を利用して行事を開催し、村民の交流の場にできないか。

答 来場者が安全・安心に施設が使用できるよう適正な維持管理に努めるとともに、将来にはご提案のようなイベントや体験学習など、生涯学習事業の拠点として活用できるように関係団体とも相談をしながら前向きに検討したいと考えています。



令和6年度特別会計予算



国民健康保険事業

前年度比8・4%減の
3億7434万1千円

当初予算の総額は、3億7434万1千円で、前年度と比較して3414万5千円、8・4%の減となりました。

主な要因としては、保険給付費および国民健康保険事業費納付金の減額によるものです。

加入世帯数は475世帯、被保険者数は705人を見込んでいます。

また、令和6年度における保険料については、医療費分として1世帯当たり8万149円、1人当たり5万4001円を見込んでいます。

全員賛成で可決

介護保険事業

前年度比8・4%増の
3億5092万9千円

当初予算の総額は、3億5092万9千円で、前年度と比較して2731万1千円、8・4%の増となりました。

在宅の要支援および要介護認定者数については、157人を見込んでおり、また、介護保険サービス利用者数で、居宅介護（予防）サービス利用者数は200人、地域密着型介護（予防）サービス利用者数は43人、施設介護サービス利用者数は37人を見込んでいます。

全員賛成で可決

後期高齢者医療事業

前年度比10・6%増の
9375万5千円

当初予算の総額は、9375万5千円で、前年度と比較して898万9千円、10・6%の増となりました。

主な要因としては、保険料、保険基盤安定制度繰出金の増に伴い、県後期高齢者医療広域連合への納付金が増額になったことによるものです。

事業の運営主体は、県下全市町村が加入する広域連合で、村は、広域連合が決定した賦課保険料の徴収と各種届出書の受付などの事務を行います。

なお、村分の被保険者数は553人を見込んでいます。

全員賛成で可決



令和6年度 企業会計（簡易水道事業・公共下水道事業）当初予算

| 公共下水道事業 | |
|--------------------|------------------------|
| 1. 給水管数 | 1,321 栓 |
| 2. 年間総給水量 | 563,714 m ³ |
| 3. 1日平均給水量 | 1,544 m ³ |
| 4. 主な建設改良事業 | 44,033 千円 |
| ・建設改良費 | 38,720 千円 |
| （清水ヶ丘地区第6回配水管更新工事） | |
| ・固定資産購入費 | 5,313 千円 |
| （水利権更新申請書作成業務委託） | |
| 5. 事業費総括 | |
| 収益的収入および支出 | |
| ・簡易水道事業収益 | 202,287 千円 |
| ・簡易水道事業費用 | 197,100 千円 |
| 資本的収入および支出 | |
| ・資本的収入 | 0 千円 |
| ・資本的支出 | 45,679 千円 |
| ・差引不足額 | 45,679 千円の補てん財源 |
| 全員賛成で可決 | |

| 簡易水道事業 | |
|---|------------------------|
| 1. 処理区域面積 | 91.3 ha |
| 2. 年間総処理水量 | 364,926 m ³ |
| 3. 1日平均処理水量 | 1,000 m ³ |
| 4. 主な建設改良事業 | 280,453 千円 |
| ・建設改良費 | 280,453 千円 |
| （下水道ストックマネジメント事業実施設計業務委託、圧送センタースクリーンかす設備更新工事ほか） | |
| 5. 事業費総括 | |
| 収益的収入および支出 | |
| ・下水道事業収益 | 378,004 千円 |
| ・下水道事業費用 | 371,517 千円 |
| 資本的収入および支出 | |
| ・資本的収入 | 297,842 千円 |
| ・資本的支出 | 355,209 千円 |
| ・差引不足額 | 57,367 千円の補てん財源 |
| 全員賛成で可決 | |

令和5年度補正予算

一般会計

既定の予算額から6831万8千円を減額し、総額を26億2266万1千円としました。主な補正の内容は、新たに繰越明許費を設定するものほか、歳入については、県内での消費活動が増えたことに伴う地方消費税交付金の増額、地方交付税法の一部改正に伴い、臨時経済対策費などの再算定がされたことによる地方交付税の増額、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、住民税均等割りのみの課税世帯および低所得者世帯のうち、世帯人数が多い子育て世帯に対しての給付金の給付に伴う在庫支出金の増額、また、財政調整に係る繰入金の減額、歳出については、庁舎防水工事などの工事執行およびふるさと納税の寄附金受入件数の減少による総務費の減額、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく低所得世帯支援給付金給付事業による民生費の増額などのほか、各事務事業の執行に伴い、一部不足する経費の増額および関係経費の確定や精査など

【公営企業会計とは?】

公営企業会計は、事業収入を主な財源として、独立採算の原則により、特定の事業を經理する会計および公共下水道事業会計はこれに該当します。

現金の収入支出のみを把握する一般会計と異なり、その企業活動を正確に把握するため、複式簿記を採用し、使用料収入や施設の維持管理費などに係る収益的収支、施設の整備や改修などに係る資本的収支と区分しています。

会計別一覧表(単位:千円)

| 会計名 | 号数 | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | |
|------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一般会計 | 5 | 2,690,979 | △68,318 | 2,622,661 | |
| 特別会計 | 国民健康保険 | 3 | 401,078 | △23,648 | 377,430 |
| | 簡易水道 | 3 | 130,608 | 19,553 | 150,161 |
| | 下水道 | 3 | 411,088 | △12,061 | 399,027 |
| | 介護保険 | 3 | 352,243 | 6,859 | 359,102 |
| | 後期高齢者医療 | 1 | 84,766 | △3,118 | 81,648 |
| | 小計 | | 1,379,783 | △12,415 | 1,367,368 |
| | 合計 | | 4,070,762 | △80,733 | 3,990,029 |

による減額の補正をするものです。

全員賛成で可決

国民健康保険事業

既定の予算額から2364万8千円を減額し、総額を3億7743万円としました。主な補正の内容は、歳入では、保険給付費等交付金の減額お

よび一般被保険者第三者行為に伴う納付金の確定による減額、歳出では、療養給付費(医療費)と高額医療費の減少に伴う保険給付費の減額の補正をするものです。

全員賛成で可決

簡易水道事業

既定の予算額に195

5万3千円を追加し、総額を1億5016万1千円としました。主な補正の内容は、歳入では、受託工事の見込みがないことによる配水管布設工事受託収入の減額、企業会計移行に伴い基金を予備費に組み替えることによる増額、歳出では、受託工事の見込みのないことによる給水工事受託事業の減額と企業会計移行に伴い基金を予備費に組み替えることによる増額の補正をするものです。

全員賛成で可決

下水道事業

既定の予算額から1206万1千円を減額し、総額を3億9902万7千円としました。主な補正の内容は、歳入では、事業実績に伴う一般会計繰入金および下水道事業債の減額、歳出では、事業実績に伴う事業費の減額の補正をするものです。

全員賛成で可決

介護保険事業

既定の予算額に685万9千円を追加し、総額を3億5910万2千円としました。主な補正の内容は、施設介護サービス給付費の利用見込みの増による、歳入での支払基金交付金と歳出での施設介護サービス給付費の増額の補正をするものです。

全員賛成で可決

後期高齢者医療事業

既定の予算額から311万8千円を減額し、総額を8164万8千円としました。主な補正の内容は、歳入歳出において、前年度の療養給付費などの確定に伴う減額の補正をするものです。

全員賛成で可決



指定管理者の指定

清川村宮ヶ湖水の郷
交流館の指定管理者
を決定

清川村宮ヶ瀨湖水の郷
交流館の指定管理者につ
いて、次のとおり指定す
るものです。

指定管理者

清川村宮ヶ瀨 940
番地の5

宮ヶ瀨水の郷観光協
同組合

指定期間

令和6年4月1日か
ら令和9年3月31日
までの3年間

全員賛成で可決

清川村村営自動車駐
車場の指定管理者を
決定

清川村村営自動車駐車
場の指定管理者について、
次のとおり指定するもの
です。

指定管理者

清川村宮ヶ瀨 940
番地の5

宮ヶ瀨水の郷観光協
同組合

指定期間

令和6年4月1日か
ら令和9年3月31日
までの3年間

全員賛成で可決

人事案件

教育委員会委員に

橋本直人氏

任期満了に伴う教育委
員会委員の任命について、
議会の同意を求められ、
橋本直人氏の任命を同意
しました。

橋本氏は宮ヶ瀨在住で、
今回で4期目となります。
全員賛成で同意

人権擁護委員に

齊藤啓子氏

任期満了に伴う人権擁
護委員の推薦について、
人権擁護委員法の規定に
より、議会の意見を求め
るものです。

齊藤氏は片原在住で、
今回で8期目となります。
全員賛成で可決(適任)

規則改正

議会全員協議会を「開
かれた議会」とするた
めに

【清川村議会会議規則の
一部を改正】

現在、非公開となっ
ている議会全員協議会を公
開の会議とするため、ま
た、発言の要求および少
数意見の留保について、
現状に即した規則とする
ため、所要の改正を行う
ものです。

全員賛成で可決



宮ヶ瀨湖水の郷交流館便



村営駐車場(宮ヶ瀨地区)



より「開かれた議会」のために誕生しました

令和6年4月から「議会だより編集委員会」は「広報広聴委員会」に、「議会改革研究会」は「議会改革推進委員会」に生まれ変わりました。

○広報広聴委員会…「きよかわ議会だより」や村議会ホームページの編集、議会報告会やその他議会の広報広聴に関する事務事業を実施する。

委員長 小林大介 副委員長 城所英樹 委員 細野賢一 委員 細野洋一 委員 山本雅彦

○議会改革推進委員会…議会のあり方や議会運営に関する改革、調査・研究を実施する。(正副議長、議会運営委員会・常任委員会委員長で構成)

委員長 細野洋一 副委員長 山本雅彦 委員 城所英樹 委員 落合美和

なお、これらの新しい委員会は傍聴できますので、皆さまお誘い合わせの上、ぜひお越しください。※日程等は村議会ホームページをご覧ください(都合により日程等は変更する場合があります)。

議会会議録がホームページからご覧になれます。

- 会議録検索システムでは、平成19年3月からの本会議の会議録が閲覧・検索できます。
- 本会議の日程や議案審議、一般質問の質疑応答などがご覧いただけます。

清川村トップページ



清川村議会



会議録

からお入りください。

清川村役場ホームページアドレス <https://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/>

請願

年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める請願書

陳情者／ 小坪慎也

賛成多数で採択

意見書の提出

年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書

提出先／内閣総理大臣・総務大臣・法務大臣・財務大臣・厚生労働大臣・出入国在留管理庁長官・衆議院議長・参議院議長

要旨／国民年金や厚生年金保険（共済組合等含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求するこ

とができます。同時に年金受給資格を喪失するため、将来的には無年金や低年金になります。脱退一時金の裁定件数は増加傾向にあり、令和3年度は9万6千件に達し、過去10年の累計値は72万件を超えました。年金を受給するためには最低10年間の加入期間が必要ですが、仮に我が国に在留を続け生活が困窮した場合、生活保護の支給対象となります。

また、同制度は再入国を妨げていないため、のちに我が国で再度就労することができず、外国人労働者の産業別内訳は、製造業を筆頭に卸売業、小売業、ならびに宿泊業、飲食サービス、建設業など雇用の流動性が高く派遣労働が多い職種です。

入国時には就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことができるようになつており、永住資格を持つ外国人であっても脱退一時金の申請を妨

げることができます。日本人は公的年金を脱退することはできず、この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。特に派遣社員が雇止めになった等の場合は、極めて大きな格差が生じています。

無年金である外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながります。脱退一時金を請求した方は永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返り、政府においては地方財政を圧迫しないよう制度の是正を強く要請します。

賛成多数で可決

また、同制度は再入国を妨げていないため、のちに我が国で再度就労することができず、外国人労働者の産業別内訳は、製造業を筆頭に卸売業、小売業、ならびに宿泊業、飲食サービス、建設業など雇用の流動性が高く派遣労働が多い職種です。

賛成多数で可決



一般質問

4人の議員が 村政を問う

3月定例会では4人の議員が9項目の一般質問を行いました。

| ページ | 質問者 | 質問事項 |
|-----|-------|--|
| 14 | 藤田 義友 | <ul style="list-style-type: none"> ①宮ヶ瀬村営駐車場の指定管理について ②幼小中一貫校建設について |
| 15 | 笹原 和織 | <ul style="list-style-type: none"> ①幼小中一貫校の施設設備の方向性について ②ふるさと納税制度の進化拡大策について |
| 16 | 小林 大介 | <ul style="list-style-type: none"> ①役場職員向けハラスメント調査アンケートの実施と第三者機関による対応について ②幼小中一貫校施設整備事業の広報広聴及び候補地選定について ③パブリックコメントの実施方法について |
| 17 | 細野 賢一 | <ul style="list-style-type: none"> ①宮ヶ瀬湖の湖面利用に向けた村の今後の取り組みについて ②清川村地域防災計画及び国土強韌化^{じん}地域計画について |

※ 一般質問とは、議員が村の行財政全般にわたって、村長をはじめとする執行機関に対して質問することです。
ここでは、質問者がまとめた原稿をもとに、その内容を掲載しています。



藤田 義友 議員

宮ヶ瀬村宮駐車場の指定管理について

新たに宮ヶ瀬水の郷観光協同組合に託し 地域経済活性化や周遊観光施策などに期待

令和3年4月より宮ヶ瀬湖水の郷交流館および村宮自動車駐車場については、株式会社コーエンを指定管理者として運営されてきました。私としてもこの指定管理者に期待をしていたわけですが残念ながら撤退ということになりました。現在の指定管理者の撤退により新たな指定管理者が指定されることとなりますが、今後の水の郷商店街の活性化をどのように進めていくのか伺います。

村長 現指定管理者から撤退の通知を受け、令和6年4月からの新たな指定管理者の公募の結果、「宮ヶ瀬水の郷観光協同組合」をこの度の議会上程し、議員各位に議決いただいたところです。同組合は地元事業者である組合員の利点を活かし、地域の魅力創出や活性化に一体となり、効果的に取り組んでいくという方針を掲げており、村としては、新たな指定管

理者として各種観光事業の円滑な運営や関係機関と連携したイベントなどの実施、そしてこれまでの以上に魅力ある宮ヶ瀬地域の振興について、さらなる地域の発展と魅力の創出とともに、煤ヶ谷地域の商工関係団体や村内各種事業者とも連携を図り、村一体となった地域経済の活性化や周遊観光施策などを推進することについて、大いに期待しています。

藤田 観光客が満足できることを第一に、新たな取組で活性化を図ることが人口増にもつながると思うが、村長の考えについて伺います。

村長 県内唯一の村としてしっかり取り組んで行き、訪れる方が「清川村に来てよかった」、そして、それが最終的に住んでいただくような地域になればと思います。褒められるような村づくりをしたいと考えています。

幼小中一貫校建設について

心配なことがあれば問題解決に向け
一緒に話し合い丁寧に進める

月に役場庁内に設置した用地選定委員会で「経済性」、「交通性・通学路」、「安全性」、「村の計画との整合性」の観点から総合的に判断し、選定したところであり、パブリックコメントや住民懇談会などでもご意見をいただき、その際、臭気に関する意見もありましたが昨年9月議会の落合美和議員からの一般質問で答弁した内容と同様に、緑中学校周辺の事業者の方は、昔からこの場所で事業を営んでおられ、県や村の環境行政のもと、長年に渡って適切な事業経営をされているので、臭気については共存可能な範囲内だと考えていますとお答えしました。

教育委員会ではこのような認識の上、12月の教育委員会議で、基本構想を策定し「一貫校建設予定地に現緑中学校の用地を活用し、進めることとする。」としました。今後この基本構想に基づき事務事業を進めてい

ますが、近隣関係者や地域の方などが一貫校建設に関して心配なことがあれば、一緒になって問題解決に向けて話し合い、必要があれば村の関係部署などとも連携を図り、ご理解とご協力が得られるよう丁寧に進めたいと考えています。

藤田 人口減少したから学校がなくなるという理由はなく、村の存続のためには、たとえ生徒一人でも学校は必要と思うが、村はどう考えるのか。

教育長 学校は地域を象徴する施設で、ふるさとを愛する気概を持った子どもたちを育てることが大事なことであり、そのための一貫校であると考えています。

一般質問は、たくさん議員から質問されていますが、令和5年9月定例会において、落合美和議員から現緑中学校付近では臭気の問題が予想されるとの質問がされています。その質問により近隣関係者からは、現在の予定地では幼小中一貫校建設には協力できないとのことであり、村としてどのような対策をとり、対応していくのか伺います。

教育長 一貫校の建設候補地については、昨年5





笹原 和織 議員

幼小中一貫校の施設設備の方向性について

～今後の基本計画で検討～

幼小中一貫校建設に向け「基本構想」が公開されていますが、次の段階である「基本計画」に向けて、(1) 必要な機能や盛り込むべきと考える諸機能、(2) 必要とされる教室数、(3) 体育館、講堂等、園庭・校庭等の設置の考え方、(4) 給食調理室や放課後向けの児童・生徒用の施設のある方、(5) 上記等から見込まれる全体としての用地規模、(6) 関係者説明等、用地買収に向けた取組について伺います。

教育長 昨年12月に策定の「基本構想」に基づいて回答します。基本コンセプトとして「防災拠点を意識した学校作り」を目指し、幼小中で必要教室が3・6・3教室、他に特別支援学級教室に多目的教室とその他特別教室、またバックヤード被服スペース等が必要であり、普通教室以外は幼小中共有スペースの兼用を図ることで効率的で教育効果

果が最大限図れる施設整備を目指しています。体育施設に関してはトラックが取れる広さで多学年が利用しやすい形態を、体育館も幼小中兼用の方向で、給食センターを併設し、放課後向けの児童生徒用の施設も連携を考慮してまいります。広さは現状2万㎡程度を必要と考えており、建設予定地の中学校近隣住民と隣接地権者への説明も済んでいます。

笹原 校庭や体育館は幼稚園児から中学生と体格も能力も異なる子どもたちが使用することになります。安全の確保という点からどのような配置や配慮がされるのでしょうか。避難所としては、冷暖房も気になります。

学校教育課長 どちらも一番広い面積を要する中学生を基本に今後、専門家の意見も踏まえながら基本計画に生かしていきます。

学校教育課長 校内、道路からの動線も含めて、安全で効率的な配置や動線を検討していきます。

笹原 平屋の校舎なのか多層階なのか、木造なのかコンクリート校舎なのかなどと共に、周辺を含めた地域のランドマーク的なものを目指すのかなど、「基本計画」は非常に重要なものになります。その構成員と計画策定の時期を確認します。



さらなる拡充を期待して(1) 寄附金額の推移

ふるさと納税制度の進化拡大策について

～さらに拡充していきます～

学校教育課長 保育園や幼稚園、小・中学校PTA、自治会長、学校長などで構成する「幼小中一貫校施設整備検討委員会」と教職員で構成する「幼小中一貫校教育推進部会」に進捗状況を説明し、意見を伺いながら丁寧に進め、策定の時期は今年の秋頃を目指しています。

とこれまでの対応策について、(2) 納税者からの現状と課題、(3) 企業版ふるさと納税制度の活用と企業版地域おこし協力隊等の活用のいかんについて伺います。

村長 制度開始の平成28年度は542件で607万円でしたが、令和4年度は4,038件で4,966万5,000円と約8倍に成長しています。応援寄付金の窓口会社も現在では5社となり、返礼品も12事業者、48品目に増加しました。寄付の目的は総合計画に挙げる五つの大綱を基本としていますが、約8割は使途目的を指定されていません。企業版ふるさと納税制度は現在実施に向けて進めており、企業版地域おこし協力隊は総務省の地域活性化起業人制度を活用し、今年度民間企業から栄養士の派遣を受けることを予定しています。



小林 大介 議員

幼小中一貫校施設整備事業の 広報・広聴及び候補地選定について

事業の進捗状況によっては見直し・変更の可能性もある

幼小中一貫校の事業スケジュールは住民との対話が十分できるものになっていないのでは。

教育長 以前議会に示したものは基本構想案の状態であり、今後、事業の進捗状況によっては、見直しを図り、変更になる可能性ががあります。なお、基本計画の策定期間については、令和6年の秋ごろを目指しています。

小林 基本構想について、説明会などの住民とのコミュニケーションについての考えは。

学校教育課長 基本構想について、令和6年度に学校の保護者の方や住民の方への説明会を行いましたと考えています。

小林 基本計画のパブリックコメントや住民説明会は実施しますか。



役場職員向けハラスメント調査アンケートの実施と第三者機関による対応について

必要に応じて検討する

学校教育課長 今後、検討させていただきます。

小林 幼稚園児の入園児や出生数が激減していますが。

学校教育課長 幼稚園の入園児数の減少は一貫校を推進していく上で課題であると認識しており、教育委員会でも今後の幼稚園のあり方について検討を進めています。

誰もが働きやすい役場にするため、以下の取組みができないか伺います。

- ① 定期的なハラスメント調査
- ② 第三者機関によるハラスメント相談窓口の設置
- ③ ハラスメント防止条例の策定

村長 ①職員向け匿名アンケートにつきましては今後、必要に応じて実施を検討してまいりたいと考えています。

②専門的知識が必要な場合が生じたときは、村独自で第三者機関などを設置して判断を仰ぐことも必要と考えています。

③条例の制定に関しては必要に応じて検討してまいりたいと考えています。



パブリックコメントの実施方法について

原則としてすべての意見に対して修正や追記などの是非を決定した理由を回答する

計画策定や条例などの制定、改正の内容に係るご意見に対し、修正や追記などの是非を決定した理由です。

なお、村民の皆さまへの影響が大きい特に重要な案件の方針決定の際には、パブリックコメントだけに頼るのではなく、住民懇談会での説明や事前のアンケート調査などで村民のニーズやご意見をしっかりと把握したいと考えています。

小林 回答の中には、村の考え方を示していないと感じるものもありますが。

政策推進課長 ご意見やご要望に対し、修正や追記などの是非を決定した理由を村の考え方として、その都度示しています。

村長 パブリックコメントにおいては、原則として全ての意見項目に対して村の考え方を公表することとしています。

村の考え方の定義は、





細野 賢一 議員

宮ヶ瀬湖の湖面利用に向けた 村の今後の取り組みについて

協定5者間において共同で調査を実施し しっかり連携を図りながら進めていく

宮ヶ瀬湖の湖面利用について、令和6年度予算案に実現可能性に係る調査業務負担金が計上されています。本件は岩澤村長からの申し出により協定5者間の協議が開始されますが、令和6年度における調査にあたっての村の考え方について伺います。

6月から協定5者間による打合せ会を継続的に実施してきました。

このような中、昨年5月、相模原市がフィッシング利用実現の調査・検討をしましたが、設備設置や採算性などの課題があるとの結論でした。

村長 国や県、関係市町村5者間での湖面利用に係る「宮ヶ瀬湖湖面利用についての基本協定書」に基づき、利用区域や利用内容を制限した中で、遊覧船の運行やカヌー競技の実施、親水池における自然観察などの湖面利用がされていますが、「フィッシング利用・釣り」に関しては実現に至らず、地域振興などの有効性は十分にあることから、宮ヶ瀬湖でのフィッシング利用の検討のため、私から協議の場を設置するよう、国や県市、町などの関係機関に働きかけをし、令和3年

その後、県、宮ヶ瀬ダム周辺振興財団および相模原市から、フィッシング利用の実現の可能性と周辺地域の活性化方策に係る調査実施の意向が示され、協定5者間で協議した結果、共同で調査を実施する方針を決定したところで、調査費用は行政規模に応じて負担し、また、令和6年度の調査結果に基づき、必要に応じて、令和7年度以降さらに詳細な調査を行うことを予定しています。

本村もこの取組に参加し、フィッシング利用による居住地域への影響やカヌー競技利用などへの調整のほか、宮ヶ瀬水の郷地区との地域連携・情報共有が必要不可欠と思

清川村地域防災計画及び 国土強靱化地域計画について

今夏ごろ地域防災計画改定の予定
国土強靱化地域計画は現在作成中

平成31年4月に改定された地域防災計画について現在、見直しが行われているとお聞きしていますが、その地域防災計画の進捗状況について伺います。また、令和3年12月定例会において、一般質問した国土強靱化地域計画について、その後の策定状況を伺います。

いますが、最終的には宮ヶ瀬湖の周辺地域の振興と地域全体で活性化する取組が重要でありますので、関係機関としっかり連携を図り、進めたいと考えています。

村長 令和5年度中の改定を目指し、作業を進めました。国の防災基本計画や県地域防災計画の修正が多岐にわたっていることなどにより、改定に時間を要しましたが、現在、改定案の作成にまで至っていますので、県および防災機関への意見照会や、今月末開催の村防災会議を経た後、議員各位にもご意見をいただくとともにパブリックコメントを実施し、最終案を作成したいと考えています。また、最終案作成後には、再度、村防災会議に諮る必要があるため、今年の夏ごろまでには、地域防災計画の改定を予定しています。

事業ストックマネジメント計画や簡易水道事業実施計画、みちづくり計画など関連計画との整合なども含め、しっかりと整理し、今後、計画案がまとまり次第、議員各位からご意見をいただくことやパブリックコメントの実施を考えています。

国土強靱化地域計画には、新たな国土強靱化基本計画の内容を取り入れるとともに、第4次村総合計画や現在策定中の村地域防災計画、村のライフラインの防災・減災対策や維持管理などにも深く関係があるので、特定環境保全公共下水道

細野 地域防災計画改定の主な変更点は。

総務課防災担当課長 避難勧告や避難指示の一本化、避難行動要支援者に関する追記や職員の配備体制基準の見直しなどです。

細野 国土強靱化地域計画策定のタイムスケジュールは。

総務課防災担当課長 12月までには計画案を取りまとめ、年明けにはパブリックコメントを実施し、3月には策定できればと考えています。

国土強靱化地域計画は現在作成中

第5回議会報告会

令和6年3月30日（土）、
村生涯学習センターせせら
ぎ館において第5回議会報
告会を開催しました。

今回の報告会では、先日
の3月定例会で審議された
令和6年度の当初予算につ
いて主な事業の概要説明の
ほか、各議員の活動内容の
報告では、それぞれの議員
が村長部局に対し、どのよ
うな一般質問をしたのか、

また、それに対する村長側
の答弁についての説明が行
われました。

出席者からの主な質問に
は、幼小中一貫校の建設事
業に関する情報やふれあい
センターの運営状況、また、
女性の消防団への参画など
があり、現在、村が抱える
喫緊の課題を共有すること
ができました。



議会報告会の様子

ごみ中間処理施設現地視察

令和6年2月16日（金）、
厚木愛甲環境施設組合「ご
み中間処理施設建設工事」
の進捗状況における現地調
査を実施しました。

この事業は、ごみ処理の
広域化のため、厚木市、愛
川町、清川村で構成された
同組合が新たに整備するご
み焼却施設および粗大ごみ
処理施設の建設で、令和3
年度に実施設計および土木
工事、令和4年度に施設本
体の建築工事が着手され、
令和7年12月の供用開始に
向けて進められており、今
回はその工事の様子を視察
しました。



施設本体の建築工事を視察

郡町村議会議員研修会

令和6年3月27日（水）、
郡町村議会議員研修会が開
催され、愛川町・清川村の
議会議員および事務局職員
が参加しました。

今回は「異常気象と防災」
をテーマに現在、お天気
キャスターとしてテレビや
ラジオで活躍中の気象予報
士・防災士の長谷川愛氏を
講師として招き、近年の異
常気象による災害発生や地
球温暖化のメカニズムのほ
か、熱中症対策や防災に関
し、日ごろからの心がけや
備え方について講義が行わ
れ、充実した研修会となり
ました。



研修会の様子

次の定例会の予定日は **6月5日から**

皆さんの傍聴をお待ちしています。

編集室から

今年の春は、村内小中学校、幼稚園にて、卒業式、入学式に出席をさせていただきました。村の花であるミツバツツジや満開の桜が入学式に合わせたかのように、ちょうど見ごろを迎えていたのが印象的な式典となりました。村では、今年度から始まる第4次総合計画の中でも、「幼稚園、小学校、中学校が密接に関わりを持つ村の特性を生かし、学校教育を充実させるほか、地域・家庭との連携を深め、伝統や文化の伝承の機会を創出します」との基本目標を定めております。子供たちをみんなで見守り、育てていく村として、議会でもしっかりと取り組んでまいります。

さて、この「きよかわ議会だより」は、おかげ様で200号の発行となりました。これからも、住民の皆さんに分かりやすく情報をお届けできるよう努めてまいります。ご意見やご要望などありましたら、お寄せいただきますようお願いいたします。（城）

発行／清川村議会
編集／広報広聴委員会
委員長 小林 大介
副委員長 城所 英樹
委員 細野 賢一
委員 細野 洋一
委員 山本 雅彦
〒243-0195 神奈川県愛甲郡
清川村煤ヶ谷2216番地
TEL.046(288)1576
FAX.046(288)1767
【E-mail】kiyokawagikai@
town.kiyokawa.kanagawa.jp

この広報紙は再生紙を使用しています。